

令和2年第1回紋別市農業委員会総会（第1日）

- 1 開会日時 令和2年7月28日
開会 午後1時10分

2 議事日程

- 日程第1 選挙第1号 紋別市農業委員会会長の互選について
日程第2 会期の決定
日程第3 選挙第2号 紋別市農業委員会会長職務代理者の互選について
日程第4 議席の決定について
日程第5 報告第1号 農用地利用調整申出について
日程第6 報告第2号 農地移動適正化あっせん事業に伴う申出について
日程第7 議案第1号 農用地利用集積計画の決定について
日程第8 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第9 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

3 出席委員（15名）

議長	千葉好弘君	職務代理	富永克治君
1番	平野道教君	3番	砂原一夫君
5番	渡邊修君	6番	武田政一君
7番	植田市子君	8番	壽見義忠君
12番	木原闊治君	13番	夏野善徳君
14番	柳澤路子君	15番	平石栄司君
17番	佐藤雅広君	18番	田中賢治君
19番	石田哲夫君		

4 欠席委員（4名）

2番	那須信利君	4番	岩田博教君
9番	長谷川保君	16番	竹村勉君

5 事務局出席職員

事務局長	内田誠君	庶務係長	吉野久寿君
農地係長	安部勝喜君	庶務係兼農地係	渡邊崇雅君

○事務局長（内田誠君） それでは会議を進めて参りますが、紋別市農業委員会会議規則第4条により会長が会議の議長となり議事を整理するものとされておりますが、任命後、最初の総会でありますので、会長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定を準用し、年長の委員を臨時議長に、ご指名をさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ご異議がないようですので、本日の出席委員中、石田委員が年長ですので、ご紹介申し上げます。

石田委員、議長席にお着き願います。

○臨時議長（石田哲夫君） ただいまご紹介いただきました石田でございます。地方自治法第107条の規定によりまして臨時議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、はじめての総会でありますので、お名前のみで結構でございますので、委員の皆様から自己紹介を、お願いしたいと思います。はじめに、渡邊委員さんの方から時計周りをお願いいたします。

（各委員、自己紹介）

ありがとうございました。

次に、事務局職員の紹介をお願いいたします。

（自己紹介、内田局長、吉野係長、安部係長、渡邊主任）

以上で、自己紹介を終わります。

————— 午後1時10分 開会 —————

○臨時議長（石田哲夫君） それでは、これより第1回紋別市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、15名であります。よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席はただいまご着席の議席を指定いたします。

ここで、事務局より諸般の報告を申し上げます。

事務局長。

○事務局長（内田誠君） ご報告を申し上げます。

本日の欠席委員でございますが、那須委員、岩田委員、長谷川委員、竹村委員より届け出がございます。

次に、本日の議事日程ですが、お手元に配付しております議事日程表のとおり日程第1から第9までとなっております。

以上で報告を終わります。

○臨時議長（石田哲夫君） これより本日の議事に入ります。

日程第1、選挙第1号、紋別市農業委員会会長の互選についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（内田誠君） ご説明いたします。

会長職は、農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、会長は委員が互選した者をもって充てると定められております。互選の方法は、委員全員の同意による指名推薦による方法と投票による方法とが

ございます。

以上でございます。

○臨時議長（石田哲夫君） お諮りします。

ただ今、事務局から説明がありましたが、会長の互選方法は、指名推選により行いますか。それとも、投票により行いますか。ご意見があれば、ご発言願います。

平野委員。

○委員（平野道教君） 指名推薦をお願いします。

○臨時議長（石田哲夫君） ただいま平野委員から指名推薦との発言がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議がありませんので、互選の方法は指名推選によることに決しました。それでは、平野委員、推薦願います。

○委員（平野道教君） 千葉好弘委員を推薦いたします。

○臨時議長（石田哲夫君） ただいま平野委員から会長には千葉好弘委員との推薦がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、千葉好弘委員が会長に当選されました。

ここで、会長に互選されました千葉委員より就任のご挨拶をお願いいたします。

○議長（千葉好弘君） ただいま、選任されました千葉でございます。私一人の力では何もできません。皆さんの絶大なるご協力をよろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（石田 哲夫君） ありがとうございます。

以上で私の職務は終わりましたので、会議規則第4条の規定により、会長と交代いたします。

（議長交代）

○議長（千葉好弘君） それでは、本日の議事録署名委員には、仮議席2番渡邊委員、仮議席3番田中委員の両名を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、選挙第2号、紋別市農業委員会会長職務代理者の互選についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（内田誠君） ご説明いたします。

会長職務代理者の互選につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、会長が欠けたとき又は事故あるときは、委員が互選した者が、その職務を代理するとなっております。互選の方法は、会長互選と同様に、委員全員の同意による指名推薦による方法と投票による方法がございます。

以上でございます。

○議長（千葉好弘君） お諮りいたします。

ただいま、事務局から説明がございましたが、会長職務代理者の互選については、会長互選と同じく指名推選と投票による方法とのことであります。指名推選により行いますか。それとも、投票により行いますか。ご意見があれば、ご発言願います。

壽見委員。

○委員（壽見義忠君） 指名推薦でお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま壽見委員から指名推薦との発言がありましたけれども、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議がありませんので、互選の方法は指名推選によることに決しました。それでは、壽見委員、推薦願います。

○委員（壽見義忠君） それでは富永克治委員さんを推薦したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（千葉好弘君） ただいま壽見委員から会長職務代理者には富永克治委員との推薦がありました、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、富永克治委員が会長職務代理者に当選いたしました。

ここで、会長職務代理者に互選されました富永克治委員より就任のご挨拶をお願いいたします。

○会長職務代理（富永克治君） どうもありがとうございます。会長を支えて参りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（千葉好弘君） ありがとうございます。

次に日程第4、議席の決定についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（内田誠君） ご説明いたします。

委員の議席は、紋別市農業委員会会議規則第7条の規定により、議席は、あらかじめ、くじで定められております。くじは、くじ引きの順番を決めるくじ引きを行ってから、議席を決定するくじ引きを行うのが正式であります。慣例により議席を決定するくじ引きの1回のみとさせていただきます。また、会長の議席を10番、会長職務代理者の議席を11番と指定し、仮議席の順番にくじ引きを行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（千葉好弘君） お諮りします。

ただいま、事務局から説明がございましたが、そのように進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議がございませんので、会長、会長職務代理者を除き、仮議席順にくじ引きを行います。番号くじが入った箱を、仮議席順に持って回りますので、順次お引き願います。

（仮議席番号順にくじ引き）

○議長（千葉好弘君） それでは、議席が決定しましたので、事務局より報告願います。

事務局長。

○事務局長（内田誠君） それでは、議席番号順にお名前を申し上げます。

1 番平野委員、2 番那須委員、3 番砂原委員、4 番岩田委員、5 番渡邊委員、6 番武田委員、7 番植田委員、8 番壽見委員、9 番長谷川委員、10 番千葉会長、11 番富永職務代理者、12 番木原委員、13 番夏野委員、14 番柳澤委員、15 番平石委員、16 番竹村委員、17 番佐藤委員、18 番田中委員、19 番石田委員。

以上でございます。

○議長（千葉好弘君） ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

本来でありますと、ただいま、決定いたしました議席に移動していただくところでありますが、本日は仮議席のまま総会を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議がありませんので、仮議席のままで総会を行います。

次に日程第5、報告第1号農用地利用調整申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） それでは報告第1号、農用地利用調整申出について、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき農用地の利用権設定等の調整申出書の提出がありましたので報告いたします。

なお、詳細については調整委員より説明いたします。

（総会議案に基づき朗読）

○議長（千葉好弘君） それでは、調整にあたっている調整委員より説明をお願いいたします。

1番、2番について、平野委員お願いします。

○1番（平野道教君） はい、1番、2番の売買であります。共に北海道農業公社「保有合理化事業」での成立となっております。よろしくをお願いします。

○議長（千葉好弘君） 1番、2番につきまして、ただいま平野委員より説明がございましたけれども、何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に3番について、佐藤委員お願いします。

○17番（佐藤雅広君） 3番ですが継続でお願いします。

○議長（千葉好弘君） 3番については継続ということであります。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に4番について、渡邊委員お願いします。

○5番（渡邊修君） 継続でお願いします。

○議長（千葉好弘君） 4番についても継続ということであります。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

それでは質疑がないようですので、報告第1号を終了いたします。

次に日程第6、報告第2号、農地移動適正化あっせん事業に伴う申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） はい、報告第2号、農地移動適正化あっせん事業に伴う申出について、このことについて次のとおりあっせん申出書の提出がありましたので報告いたします。なお、詳細につきましてはあっせん委員より説明いたします。

（総会議案に基づき朗読）

○議長（千葉好弘君） それではあっせん委員より説明をお願いいたします。

夏野委員お願いします。

○13番（夏野善徳君） 継続をお願いします。

○議長（千葉好弘君） はい、継続ということであります。ただいま夏野委員より継続ということで説明がありましたけれども、何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

はい、それでは質疑がないようですので、報告第2号を終了いたします。

次に日程第7、議案第1号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） はい、それでは議案第1号、農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、紋別市より求められた次の農用地利用集積計画について議決を求めます。

（総会議案に基づき朗読）

○議長（千葉好弘君） それでは、これより質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。

議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第8、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。本案の1番、2番、3番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与制限に該当いたします。1番、3番が植田委員、2番が壽見委員となっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長（吉野久寿君） はい、それでは議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおり提出されましたので議決を求めます。

資料は、総会資料1ページから12ページまでとなっております。

（総会議案に基づき朗読）

以上であります。詳細につきましては渡邊主任よりご説明いたします。

○議長（千葉好弘君） 渡邊主任。

○庶務係兼農地係主任（渡邊崇雅君） それでは説明いたします。

総会資料 1 ページからとなります。●●●●さんの離農に伴い●●●●さんへ農地の売買を設定するものです。

2 ページには対象地の地図、3 ページには地番図を付けております。次に 4 ページの農地法第 3 条の調査書に基づき、譲受人が農地法第 3 条第 2 項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと判断しました。

続きまして、資料 5 ページからとなります。●●●●さんの離農に伴い●●●●さんへ農地の売買を設定するものです。6 ページには対象地の地図、7 ページには地番図を付けております。次に、8 ページの農地法第 3 条の調査書に基づき、譲受人が農地法第 3 条第 2 項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと判断しました。

続きまして、資料の 9 ページからとなります。先月の総会時に合意解約となっている場所で、●●●●さんと賃借権の設定をするものです。10 ページには対象地の地図、11 ページには地番図を付けております。次に 12 ページの農地法第 3 条の調査書に基づき、譲受人が農地法第 3 条第 2 項の各号に規定する不許可要件に該当しないか否かを審査した結果、いずれの不許可要件にも該当しないと判断しました。

以上です。

○議長（千葉好弘君） それでは、1 番について、担当委員さんからご発言はありますか。

富永代理。

○会長職務代理（富永克治君） ありません。よろしく願います。

○議長（千葉好弘君） それでは、1 番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。

1 番について採決いたします。

お諮りいたします。1 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に、2 番について、担当委員が欠席のため、事務局から発言はありますか。

安部係長。

○農地係長（安部勝喜君） はい、長谷川委員さんから連絡がありまして、譲渡人、譲受人それぞれの希望によるもので問題なしと伺っております。

以上です。

○議長（千葉好弘君） それでは、2 番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。

2 番について採決いたします。

お諮りいたします。2番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に3番について、担当委員さんからご意見、ご発言ございますか。

富永代理。

○会長職務代理(富永克治君) ありません。お願いします。

○議長(千葉好弘君) それでは、3番について質疑を行います。何かご意見、ご質問はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終結いたします。

3番について採決いたします。

お諮りいたします。3番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

次に日程第9、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

庶務係長。

○庶務係長(吉野久寿君) はい、それでは議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおり提出されましたので審議を求めます。

なお、北海道農業会議への意見聴取を行い、本委員会及び北海道農業会議の判断が許可相当で一致した場合に限り、会長専決により許可書交付の議決も併せて求めます。資料につきましては、総会資料13ページ以降となっております。

(総会議案に基づき朗読)

以上であります。詳細につきましては渡邊主任よりご説明申し上げます。

○議長(千葉好弘君) 渡邊主任。

○庶務係兼農地係主任(渡邊崇雅君) それでは説明いたします。

資料の13ページからとなります。上渚滑町下立牛の●●●●が利用権を持つ農地に農業用施設を建設する申請となっております。14ページには対象地の地図、15ページには求積図、16ページには地番図を付けております。17ページから19ページまで、建設する農業用施設の図面となっております。

続きまして20ページをご覧ください。本件につきましては、こちらの審査表に基づき審査したところです。

立地基準につきましては、農振法の農業振興地域整備計画における農用地区域内農地となっております。

続きまして21ページの一般基準ですが、事業実施の確実性などについて項目ごとに審査したところです。一番下の(4)、農振法の農業振興地域整備計画の変更については手続き中となっており、内容としては現時点での用途が畑となっているものを、農業用施設用地に変更するものです。

続きまして22ページは、審査にあたり参照した添付資料の一覧となっております。

続きまして23ページをご覧ください。4の例外許可事由の該当状況ですが、先程説明しました農業用施設用地への用途変更手続きが完了することを前提として、農用地利用計画において指定された用途、すなわち農業用施設用地に供するためということで、農地法第4条第6項に規定する例外許可事由に該当すると判

断しました。5の総合判断としては、許可相当であると判断されます。

以上です。

○議長（千葉好弘君） それでは、担当された佐藤委員、何かご発言ございませんか。

○17番（佐藤雅広君） 特に問題ないと判断いたしました。

○議長（千葉好弘君） はい、これより質疑に入ります。何かご意見、ご質問ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終結いたします。

議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって原案のとおり決定いたしました。

これで議案の審議は終了いたしました。

以上をもちまして、第1回紋別市農業委員会総会を閉会いたします。

午後1時45分 閉会